

## 第2回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和6年2月5日(月) 午後3時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長	霜 鳥 榮 之	委 員	宮 崎 淳 一
副 委 員 長	渡 部 道 宏	〃	天 野 京 子
委 員	渡 邊 能 成	〃	阿 部 幸 夫
〃	葭 原 利 昌	〃	横 尾 祐 子

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長	関 根 正 明	副 議 長	小 嶋 正 彰
-----	---------	-------	---------

7 説 明 員 0名

8 事務局員 2名

事 務 局 長	阿 部 光 洋	庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴
---------	---------	---------	---------

9 件 名

○事件

- 1) 令和6年第1回妙高市議会臨時会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) その他

---

○委員長（霜鳥榮之） 皆さんご苦勞様です。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。それでは、タブレットのサイドボックスのアプリをタップ願います。委員会フォルダの中の議会運営委員会フォルダをお開きください。その中の「060205 議運レジメ」データを開いてください。本日の議会運営委員会のレジメになります。この資料に基づいて進行しますので、よろしく願います。議長。

○議長（関根正明） この度の臨時会につきましては、専決処分の承認についてが1件と、条例関係1件となっております。この臨時会の運営についてご審議いただきたいものです。よろしく願います。

---

### 1) 令和6年第1回妙高市議会臨時会の運営について

○委員長（霜鳥榮之） それでは、1) 令和6年第1回妙高市議会臨時会の運営についてを議題といたします。本日、2月5日に市長から臨時会の招集がなされ、2月13日に臨時会が開催されます。この臨時会の日程について、審議のうえ決定いただきます。なお、招集の告示はマニュアルでは開催の8日前、地方自治法では開催の7日前とされており、これまでは8日前に告示及び議案配布を行っております。この度の告示と議案配布についても、8日前の

2月5日、月曜日、本日に決定しており、既にタブレットにアップされていますのでご了承願います。それでは、①会期について、②議事日程（案）についてを一括して説明を願います。局長。

○局長（阿部光洋） それでは1ページ中段②をご覧ください。併せて3ページの下段をご覧ください。案件についてですが、日程第3・諸般の報告では、例月出納検査や定期監査の結果報告、あと2月6日に長岡市で開催される県市議会議長会春季定期総会の概要について、資料配布するものです。次に日程第4・報告第1号は一般会計補正予算1件で、日程第5・議案第1号は条例改正1件です。それでは、日程第4の一般会計補正予算の専決処分の承認から説明いたします。3ページ上段の付議案件も合わせてご覧ください。報告第1号、令和5年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第11号）について、1月22日専決分ですが内容は1件です。既に1月22日に全議員にメールで専決処分した内容を含めて連絡済ではありますが、国の「低所得世帯に対する物価高騰対策支援給付金」について、今までは住民税非課税世帯しか対象となっていませんでしたが、追加支援として新たに住民税均等割のみ課税世帯も対象とすることと、住民税非課税と均等割課税世帯も含めてそれらの子育て世帯に対し18歳以下の子どもの数に応じて加算して給付する費用を補正したもので、福祉介護課が所管です。次に、日程第5、議案第1号、妙高市手数料条例の一部を改正する条例議定について、説明いたします。戸籍法の改正に伴い、令和6年3月1日から、本籍地が妙高市になくても、ここの市役所で戸籍証明書等が交付できるようになることから、その手数料を定めたいものです。なお、その手数料については妙高市に本籍がある方と同一料金としたいというのが主な改正で、市民税務課が所管となります。以上が、専決処分の承認を含めた、今回の臨時会の案件の内容になります。それでは、レジメ1ページ上段に戻ります。①会期について、この審議から採決までを1日で行うというのが基本的な案であります。2月13日、火曜の1日となります。次に、②議事日程（案）です。全員協議会を臨時会当日の13日、火曜日、午後1時より開会させていただき、午後1時30分より臨時会を開催いたします。日程第1から日程第3までは、記載のとおりであります。ご審議いただく内容は、日程第4の「報告第1号」は、委員会付託せず即決でお願いいたします。続いて、その下から2ページになりますが、日程第5についての議案の扱いについては、1ページ下段の四角囲みに記載のとおり「臨時会における議案審議について」ということで、委員会付託しないという原則が記載されておりますが、議会運営委員会で委員会付託を認めた場合は、この限りでないと規定されていることから、2パターンを記載しています。審議方法案1は即決のパターンです。その場合は質疑回数制限を適用しませんし、所管制限も「なし」となります。次のページの審議方法案2は所管委員会に付託する方法です。議案の内容から、総務文教委員会へ付託となります。その場合の流れは、市長提案のあと総括質疑があり総務文教委員会に付託となります。本会議を休憩し、総務文教委員会を開催、委員会終了後、委員長報告を作成していただき、委員長報告、質疑、討論、採決となります。なお、インターネット中継用パソコンの移動準備が必要になります。また、時間の目安は省略していますが、時間は制限するものではございません。以上で①会期、②議事日程案の説明を終わります。ご審議をお願いします。

○委員長（霜鳥榮之） それではまず、①の会期についてお諮りいたします。先ほどの説明のとおり、今臨時会は2月13日、火曜日の1日ということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは、今臨時会の会期は2月13日の1日ということではよろしいですか、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、会期は2月13日の1日といたします。次に②の議事日程（案）における議案の審査方法について審議願います。議会運営マニュアルでは、臨時会の場合は委員会付託を省略するとしており

ます。日程第5の手数料条例の一部改正の議案ですが、いかがでしょうか。マニュアルどおり委員会付託せずに本会議で審議して即決でいくか、委員会付託して審査したほうがいいのか、いかがでしょうか。

○天野委員（天野京子） 総務文教委員会としては、この件については、ここにある通り、戸籍法の一部改正に伴うということで、特に委員会でもまなくても、全議員で審議の即決ということでお願いをいたしたいという希望を言っておきます。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にございませんか。

○横尾委員（横尾祐子） 総文の委員長の言う通り即決でよいかと思います。

○委員長（霜鳥榮之） それではおはかりいたします。委員会付託せずに本会議で審議して即決ということでよろしいでしょうか、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、審議方法は委員会付託せずに本会議で審議して即決とすることといたします。

---

## 2) 全員協議会報告事項

○委員長（霜鳥榮之） それでは次に、2) 全員協議会報告事項の①、②につきまして説明願います。局長。

○局長（阿部光洋） レジメ2ページの中段になります。①議会側の全員協議会です。13日の午後1時30分からの臨時会開催前の午後1時より議会側全員協議会を委員会室において開催します。まず、議会運営委員会の結果として、ただいま決まりました審議方法などについて議会運営委員長から報告していただきます。次に、②執行部側の全協は、臨時会終了後に引き続き開催いたします。内容は記載のとおりで、「和田にじいろこども園の園舎増設については、こども教育課」、「こども家庭センターの設置については、こども教育課と健康保険課」、「新図書館等複合施設における管理運営方針については、生涯学習課」、「妙高市国民健康保険税の税率改定の概要については、健康保険課」、「旧サテライト妙高の利活用については、観光商工課」、「令和6年度予算内示については、財務課・企画政策課」からそれぞれ資料を基に説明があります。なお、令和6年度予算内示の説明に対する質疑は、3月定例会で行ってもらうものになりますので、質疑なしでお願いします。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段ないようでございます。それでは、そのようにいたしますので、よろしくおんをいたします。

---

## 3) その他

○委員長（霜鳥榮之） それでは、3) その他について、事務局から説明願います。局長。

○局長（阿部光洋） 2ページの下段になります。その他で、①妙高市議会会議規則及び妙高市議会委員会条例の一部改正等についてです。令和6年4月の地方自治法改正の施行に合わせて、全国市議会議長会の標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の一部改正が行われることから、本市議会の例規についても同様に一部改正等を行う必要があると考えております。主な改正内容ですが、記載のとおり、①手続きのオンライン化に関すること、これは包括的に規定するもので「できる規定」という形になります。②オンライン委員会に関すること、こちらも同様に包括的な規定で、「できる規定」ということになります。③令和4年度に議長会で検討した事項に関することということで、会議規則にある会議時間に関する議長の権限に関することの改正になります。④現在の社会情勢等に照ら

し改正が適当と判断された事項に関することとして、会議室に入るときの携帯品の関係です。これは文言をいまの表現に改めるというもので、会議規則を見ると「外とう、えり巻」などという表現を「コート、マフラー」などに改めるというものになります。この表現については傍聴規則においても引用されていますので、傍聴規則の一部改正も合わせて必要となります。これらにつきましては、全国市議会議長会から改正案が示されていますので、この令和6年の3月議会で、同じように改正するための発議をお願いしたいと存じます。改正案については、タブレットに掲載の議運資料になります。その資料の説明については係長のほうで行います。

○委員長（霜鳥榮之） 係長、お願いします。

○事務局係長（霜鳥一貴） それでは、妙高市議会委員会条例の一部改正、及び妙高市議会会議規則の一部改正について説明させていただきます。レジメの3) その他をご覧ください。令和6年4月の地方自治法改正の施行に合わせて、全国市議会議長会の標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の一部改正が行われることから、当市議会の例規につきましても、同様に一部改正等を行いたいものです。一部改正の発議につきましては、令和6年3月議会を予定したいものです。それでは主な改正内容といたしましては4点ございます。まず1点目といたしまして①手続きのオンライン化に関することについてになります。令和5年4月に地方自治法の一部改正が行われまして、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となりました。この改正によりまして、議案や請願などといった文書等により提出が求められているものや、出席催告など文書等によるものが求められている手続き、具体的に申し上げますと、議会と住民等との間の手続きといたしまして、住民から市議会に提出される請願書の提出、議会における選挙、12月の議会で行いました「選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」につきまして、被選挙人に交付する「投票の効力の異議に係る決定書」の交付となります。それから議会内部の手続きといたしまして、政務活動費に係る収支報告書の提出、議案の提出、議長・副議長選挙などの議会における選挙の「投票の効力の意義に係る決定書」の交付、議長から議員に対して発出される「欠席議員に対する招状」の発出、それから議会と国会との間の手続きとしまして「意見書の提出」。これらにつきましては、オンラインにより行うことを可能とする改正になります。2点目としまして、レジメの②オンライン委員会に関することについてです。こちらにつきましては、これまで全国市議会議長会からは、オンライン委員会を開催するならということ、参考程度の情報提供しかありませんでしたが、今回、標準市議会会議規則、標準委員会条例を改正し、オンラインでの委員会開催を可能とするよう本則化する改正となります。次いで3点目といたしまして、レジメの③令和4年度に議長会で検討した事項に関することです。オンライン化とは関係のない事項になりますが、全国市議会議長会におきまして、規則等の改正につきましては、令和4年度検討会で検討された事項を基に検討を行ってきた結果、令和5年12月22日に開催された検討会議で了承された改正となります。4点目としまして、レジメの④にあります、現在の社会情勢等に照らし、改正が適当と判断された事項に関することです。主なものといたしましては、先ほど局長の説明にありましたとおり、「議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻き、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない」という条文を「帽子、コート、マフラー、傘の類を」といった改正になります。こちらにつきましては、妙高市議会傍聴規則、第7条（傍聴人の守るべき事項）に同様の条文がございますので、そちらも改正を予定しております。なお、①、②のオンライン化の部分につきましては、規則等の改正だけではなく、オンライン化のための規程等を設けることが必要となります。地方自治法施行規則に基づくため、地方自治法施行規則の公布後に全国市議会議長会から、各市議会へ標準規程の案が通知される予定となっております。また、①から④以外といたしまして、常用漢字の変更に伴う文言の整備や規定の不備などにつきまして、併せて改正するものです。具体的には、これまで規則の条文中で、平仮名で表記されていました「そなえて、はかって、かえて、すべて、こえて、表決を採るのとる」という字なんですけども、漢字表記にするといった改正。そして、条文中の「聞く」という漢字につ

きまして、新聞の「聞」という漢字をこれまで使用しておりましたが、傍聴の「聴」という漢字の使用に改正するというものです。それでは具体的な主な改正条文につきまして、タブレットの委員会フォルダの中の議会運営委員会フォルダの中の【議運資料 060205】改正概要というのがあるのですがそちらをお開きください。

〔「タブレットに掲載がない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） 暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 2 2 分

再開 午後 3 時 2 4 分

○委員長（霜鳥榮之） 休憩を解いて会議を再開します。引き続き係長をお願いします。

○事務局係長（霜鳥一貴） 失礼いたしました。それでは議運フォルダ内の【議運資料 060205】改正概要の資料が出てまいりましたでしょうか。そちらをお開きいただきたいと思います。まず、レジメの①にありました「手続きのオンライン化に関すること」につきましては、改正概要の（1）の①にあります、会議規則に第 167 条の 2（電子情報処理組織による通知等）を新たに追加するものです。次にレジメの②にありました「オンライン委員会に関すること」につきましては、（1）の②にあります、委員会条例に第 15 条の 2（委員会の開催方法の特例）を新たに追加するものです。次に、レジメ③にありました「令和 4 年度に議長会で検討した事項に関すること」につきましては、概要の（2）にあります、会議規則の第 9 条第 2 項、概要の 2 ページになりますが、第 9 条第 2 項に「会議に宣告することにより」という文言を加えまして、第 3 項に「前項の規定にかかわらず、議長は会議中でない場合であって緊急を要するとき、その他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。」という文言を新たに追加し、これまで第 3 項にありました「会議の開始は、号鈴で報ずる。」を第 4 項に送るといったものです。次に、レジメ④にありました「現在の社会情勢等に照らし改正が適当と判断された事項に関すること」につきましては、先ほど少し申しました、会議規則第 152 条の中で「外とう、えり巻」というものを「コート、マフラー」に、これまで記載のありました「つえ」を削除して、ひらがな表記の「かさ」を漢字表記の「傘」に修正すると。これまで、「議長の許可を得たときは」と表記されていた部分を「会議への出席に必要と認められるものであって議長にあらかじめ届け出たものについては」に修正するものです。改正内容の全容につきましては、タブレットの議会運営委員会フォルダ内の【議運資料 060205】妙高市議会委員会条例（改正案）、及び【議運資料 060205】妙高市議会会議規則（改正案）をご確認くださいようお願いいたします。そして、今後、3 月定例会の運営を協議するための議会運営委員会が 2 月 16 日の金曜日に予定されていますので、そのときに最終的な会議規則や委員会条例案などを審議いただき、発議者を決定していただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

○委員長（霜鳥榮之） ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さんから何かご意見、ご発言等があれば、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは、今、事務局から報告がありましたように、16 日に改めて細かい審議を行うということでございますので、そのようにお願いをいたします。それではこのような形で進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。その他、何かございますか。

○葭原委員（葭原利昌） 1 点お願いいたします。確認をさせていただきます。2 月 13 日の日程 5、議案第 1 号の妙高市手数料条例の一部を改正する条例規定でございますけれども、こちらは 3 月 1 日に施行なんですよ。で、2 月の 13 日に臨時議会で議決をされて、非常に施行までに期間が短い。で、事前に執行部から議会サイドに対して、そのタ

イミグですよね、この臨時議会の。そういったものなんかは、協議っていいですか、相談ですとか、そういったものがあつたものなんではないかな。そう言いますのもね、この施行3月1日ってのは、国の閣議で去年の11月24日だったかな。11月24日の閣議で3月1日から施行するっていうふうになったんです。で、もう自治体としては、もう1月の中旬ですとか、或いは隣の上越市ではもうこれ1月の26日に臨時議会開いてます。で、そこでもう議決してます。それで3月1日に合わせてるって話です。4月1日以降の施行であれば、この2月の13日だとしても、十分1カ月以上、その期間がありますから、周知ですとかねPRってのは十分なんだろうと思うんですけど。2月の13日に議決して3月1日施行ですよといったときのこの期間の短さは、ちょっと私は気になったんです。そこで今、そういうようなご質問をさせてもらった次第です。

○委員長（霜鳥榮之） 事務局は、当局からの連絡対応等で、その辺どうですか。

○局長（阿部光洋） 特に協議というのはなかったというところ。ただちょっと聞いたのは、国から手数料の標準金額が示されたのが……、これまたちょっと議場のほうで聞いていただきたいと思うんですが、その標準の手数料が国から示されたのが12月6日ということで、12月定例会で追加議案でも出せば良かったのかもしれませんが、そこまでは至らなかったのではないかと考えております。以上です。

○葭原委員（葭原利昌） はい。わかりました。そういったところでは12月は無理としてもね、やはりその臨時議会というのは、それは当然、この2月13日前でもやろうと思えばできるんじゃないのかなと思ってますし、専決等でやられたものもあるんであればそれを合わせてやっても全然問題ないだろうというふうに私は思ってます。でも、もうここまで来てますから、これ覆すことできませんので。私は、いわゆる3月1日の施行日のそれまでに、住民に対してどのようなPRだとかそういったのをやるんですかというようところで、予定したいと思ってます。わかりました。

○委員長（霜鳥榮之） はい。今局長から報告がありましたように、特段、当局からもそういう流れの報告もなかったということであつたり、当局はどのような考えで対応してきたかという辺りは、13日に、ひとつ議場で、皆さんからじっくりそこそこ質していただくと。こちらとしてもね、事前にそういうことがあれば、それについてって報告もできるんですけども。今、聞いた通りでございますので、議場でまたよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（霜鳥榮之） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段ないようでございますので、以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

閉会 午後3時33分

議会運営委員会委員長	
------------	--

【議運終了後、小嶋広報広聴委員長から報告】

○委員長（霜鳥榮之） なお、この後、広報広聴委員長のほうから、若干皆さんに報告があるということでございますので、一旦議運閉じてから、改めてそのようにしたいと思いますので、お願ひいたします。これにて議会運営委員会を閉会といたします。それでは、広報広聴委員長どうぞ。

○広報広聴委員長（小嶋正彰） お疲れのところ申し訳ございません。広報広聴委員会から、今後の議会報告会・意見交換会の方向等について、事前に情報提供というような形でさせていただきたいというふうに思います。議会運営委員会のタブレットの資料の一番最後に「広報広聴委員会資料」というのがありますので、そちらを見ていただきたいと思います。この資料につきましては、2月13日に広報広聴委員会が予定されておりますが、それにお諮りをする、事前の資料、参考ということで、ご承知おきいただきたいというふうに思います。ですから内容のほうは、その審議内容によりまして、変更する場合もありうるということを前提として、情報提供をさせていただきたいというふうに思います。1点目でございますけれども、11月に行われました意見交換会につきましては、もうすでに2月1日の議会日よりでもご報告をさせていただいておりますが、市長に提出した部分については、こういった形で市民に報告をさせていただきました。また各委員会に持ち帰ってご検討いただくということにさせていただいた部分につきましても、それぞれ委員会の中で、ご協議をいただいたということであります。最終的な結果については、13日の広報広聴委員会で確認をさせていただいて、そのあと、広報広聴委員会として各課に、所管課に総務課経由で通知をさせていただきたいというふうに思います。内容を見ますと、各委員会で協議していただいた内容については、その課題については、現状でも、取り組んでる部分もあると、そういったことが多くありましたので、それをさらに一層、市民の皆さんに周知をするなり、より時代に合わせるような形でお願いをしたいと、そういうような内容でございますので、あえて議長から市長というような形ではなくて、通知をさせていただくという形にさせていただければというふうに思っています。その後、ホームページで公表するという段取りでいきたいというふうに思います。それから、今の協議事項となっておりますが、これは今後の議会報告会、それから意見交換会の考え方でございます。1月の広報広聴委員会のときに、事前のアナウンスというような意味合いもありまして、広報広聴委員の皆さんにはお話をさせていただいておりますけれども、今回13日にきちっとした形にしたいというふうに思っています。議会運営マニュアルでは、妙高、妙高高原、新井、3地区で年1回以上開催すると、こういうふうになっておりますので、それに沿いまして開催をしたいと。日時については、昨年選挙がございましたので、4月中にやったんですが、あまりにもちょっと時間がないというようなことで、今回は、大体5月の7日から17日ぐらいの間で関係団体との調整等も踏まえて設定をさせていただければというふうに思います。課題なんですけれども、11月に意見交換会やったときに、この子育てに関することをテーマとしてやったんですが、妙高、妙高高原のほうでも、そういうようなものをこちらのほうでもやっていただきたいというような要望がございました。そういったことから、今一度、妙高高原、妙高地区で同じテーマで、子育て関係の意見交換会を開催してはどうかというふうに思っています。また新井地区のほうでございまして、こちらのほうについては、これ広報広聴委員の皆さんにお諮りをして意見をお聞きしながら取りまとめをしていきたいと思ってるんですが、A、Bの2案あります。A案は従来型の報告会、議会運営マニュアルに書いてあるような形で、従来のような形でやるというのが1つ。それから、Bとしては、11月にやったような意見交換をメインとして、より突っ込んだといえますか、市民の皆さんの意見をいただく、そういうようなやり方。ただ、この場合についてはテーマの設定だとか、それからテーマに関連して関係団体に声掛けをするとか、こういったことが出て参りますので、そこら辺どのような形でしたらいいのかっていうのは、広報広聴委員会の中で決定をさせていただきたいというふうに思っています。それから議員の皆さん方へお願いでございますけれども、3会場でやるということになりますので、そのいずれかに出席をいただきたい。或いは、3会場全部出るということでも結構ですし、運営にご協力をいただきたいというふうに思っています。今後の日程でございますけれども、13日に臨時議会の後、ちょっと非常に日程がタイトなんですけれども、広報広聴委員会を開催させていただきまして今言ったようなことを協議をし、そして16日に予定されております、議会運営委員会に報告をし、直近の全員協議会でお諮りをご報告をさせていただき、協力の依頼をさ

せていただきたいというふうに思っております。そして3月議会最終日まで、日時、時間、会場、テーマ、こういったものを委員会を開催して決定していきたい。やはり市民の皆さんにこういうことをやりますよっていう周知の時間をちょっと長くとったほうがいいのかなと、昨年の反省でございます。そういったことから4月1日にできればプレスリリースをして5月1日の議会だよりで周知をし、5月の中頃開催とこういうような流れで持っていけばいいのかなというふうに思っています。一応私の今の案でございますが、これを広報広聴委員会の皆さん方にお諮りして、より良いものにして、また議運に報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） はい。参考ということでもって提案されております。13日に広報広聴委員会で協議するということでもありますし、それに対して、もし皆さんご意見等ありましたら、こんなこともあんなことも入れてくださいよっていう、その辺ありましたら、ちょっと出しといていただければ。せっかく報告してもらったんだから、そのほうがいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○天野委員（天野京子） まず広報広聴委員会としてのまとめた見解を、まずちょっと教えて欲しいんですが。今までどちらかというと、本当に学校の先生と生徒みたいな感じで、ひな壇に議員が並んで、市民の皆さんがこっち向いてっていうやり方しか私は見ていなかったんですけど。今回初めて別のやり方をしたということで、非常に私個人としては話しやすかったし、意見も聞きやすかったという印象で非常に皆さんのご苦勞に敬意を表したいなと思うんですが。今回やってみたということで、総括をされたかどうかというのをまずお聞きしたいと思います。

○広報広聴委員長（小嶋正彰） おっしゃるような形で、教室型っていうか従来型のやつについては平成27年3月に議会基本条例が制定されて、それをベースとして、それから毎年やってきてるんですけども、年々参加者が少なくなってくるとか、同じ顔ぶれであるとか、もういろんな課題があったというようなことから、今回、試行的に意見交換をメインとした開催をやってみようというようなことになりました。結果から見ますと、その後、広報広聴委員会の中では、アンケート調査の結果についても、市民の皆様からは、議員がどんなことを考えているのかとか、そういったこともよくわかってよかったと、今後も続けて欲しいと、こういうような要望もアンケートでは出ております。そういったことから、こういった形が、まだまだ、もうちょっとやり方もあるんじゃないのかなと。反省点として出た意見をどう取りまとめて、どういうふうに取り扱うのかというような部分についても、まだちょっと詰めが足りない部分があるような気もしております。そういったことを踏まえて、これをベースとしながら、より良い方向、開かれた議会、議会と市民の距離を縮めると、そういう大きな目標に向かって検討し実施していきたいというふうに思っております。

○天野委員（天野京子） もう1点です。なかなか人が集まらないっていうのは、その年その年によっても違うと思うんですけども、今回、始めに議会だよりに出しましたと、ホームページ等にも出しましたけれども、なかなか苦戦をして、途中から、多分お声がけが始まったんじゃないかなと思うんです。今後も、PRの仕方ってどうやってやっていったらいいのかなと思うんですが、ただやっぱり議会だよりの最終ページに載せたぐらいではなかなか集まりにくいってのが実態なのか、それともやっぱり今回やったように各議員が1人でも2人でも声をかけて、総合力でやるっていう、議会総合力でやるっていうほうがいいのか、その点どのようにお考えでしょうか。

○広報広聴委員長（小嶋正彰） 決定打といいますか、これさえあればっていうのはないんじゃないかなというふうに思ってます。ただ公式ルートとしては、やはり議会だよりなり、議会のホームページなりで、きちっと広報はそれはしてかなきゃいけない。それとプラス、実務面といいますか、そういった面では議員の皆さん方のお力を借りて、そういう興味の、そのテーマに沿ったような形で活動している団体だとか、個人の方だとか、そういった方々にも声掛けをしていただき、議会の活動にご理解をいただき、それから政策提言だとかそういったものに結びつくよう



な提案をいただければというふうに思っておりますので、両方必要かなど。ただ時間的には先ほど申し上げましたように、やっぱり足りなかったということがありますので、次やるときには十分余裕を持って、十分取れるかどうか分かりませんが、余裕を持った形でいろんな手段を使ってPRしていく必要があるというふうに思っています。

○委員長（霜鳥榮之） はい。他にどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） はい。特段ないようでございますし、ここで細かい議論をするって場所でもありませんので、また後程、聞かしていただくということで、委員の皆さんは1つまたよろしくお願ひしたいと思います。今もう、議運じゃないんで、これでお開きにしたいと思います。ご苦勞様でした。

○広報広聴委員長（小嶋正彰） よろしくお願ひします。